

【司会：瀧澤】

皆さん、こんばんは。予定の時間になりましたので、始めさせていただきます。私、私学高等教育研究所の主幹をしております、瀧澤と申します。今日の司会役でありますので、よろしくお願いいたします。

今日のテーマは、「認証評価の課題とこれからの方向性」です。なぜこういう問題をいま取り上げたかということですが、ご承知のように認証評価は平成16年に発足して、ほぼ10年の経験を経たわけです。ところが、これは当初からいろいろな問題をはらんでいました。ただその後の10年というのは、各認証評価機関とも常に経験に即してシステムの見直しをその都度進めまして、評価基準その他のシステムの内容については、逐次改善されてきたと存じているわけですが、ただ1つ最初からの問題は、この認証評価が、基本的理念と申しますか、大元の考え方が必ずしもはっきりしていなかった。これは早々の間に発足して、その辺の議論が足りなかった。それが問題であったと思いますが、その後の見直しを続けていきます過程で、1つの基本理念に到達したと言えるのではないかと思います。

それは、認証評価の基本というのは、やはり自己点検評価でしょうか。最近では内部質保証という言い方をしますが、それが基本だと思います。それを育てていくことが認証評価の非常に大事な役割です。自己評価に基づくその内部質保証がうまくいかなければ、認証評価もうまくいかない。認証評価の基本理念というのは内部質保証にあると考えることについて、各評価機関とも同じような考え方に今到達しているわけです。そういうことで、当初はややあいまいなままに発足したわけですが、だんだんと基本理念についても共通理解を得つつあると言えるのではないかと思います。

ただ、そうは言っても、問題というのは非常に多いです。ご承知と思いますが、中教審答申をはじめ、各政府機関でいろいろ議論が行われまして、これからの問題としては、1つは分野別質保証をどうするかということです。それから、機能別分化が言われておりますが、そういう機能別に応じた評価というのをどうしていったらいいか。これは難しい問題です。それから、よく評価疲れと言われますが、評価の合理化・簡

素化についても考えないと、評価が教育研究の阻害になるといったようなことになると、大変に困った問題であるわけです。

そんなことで、これからやらなければならない問題がいろいろあるわけです。ただそれは、個別に対応していくだけではなくて、やはり認証評価の基本は何か、基本理念は何かということを常に共通理解として関係者が持ったうえで議論をしないと、どこに行くかわからない点がいろいろあると思います。

そういう意味で、今またそういう問題について、これから各機関ですでにいろいろご検討も進めておられるようですが、やはり各機関、あるいは各大学との共通理解をつくり上げていくということは、非常に大事だと思います。教育の多様性ということが言われますが、同時に標準性、制度的な同質性、互換性といったことも、その制度の発展には非常に重要なことでありまして、そういうことも配慮していかなければならない。そういう意味ですが、共通理解、コミュニケーションを取っていくということが非常に検討の過程で大事なわけです。今日こういう機会をつくらせていただきましたのは、そういう意味で各評価機関とのコミュニケーションということもありますし、評価を受け、あるいは評価に参加される皆様方とのコミュニケーションという意味もありまして、全体の動きというものを理解しながら、協働して検討を進めてまいりたいといったような気持ちからです。

講師の先生をご紹介しますが、まず文部科学省の高等教育政策室長をやっておられる田中さんに今日はお願いしております、今申しあげました、いろいろな課題がある中で、その課題を投げ掛ける張本人のほうであります。それから、評価機関中の中核的な位置づけだと思いますが、大学評価・学位授与機構の理事をされております岡本先生です。それから、大学基準協会の大学評価・研究部長をされ、また事務局長も兼ねておられる工藤先生です。それから、日本高等教育評価機構の評価研究部長であり、評価事業部長をされておられる伊藤先生です。以上、4名の方です。

そういうことで、早速入らせていただいたと思います。

【田中氏】

皆さん、こんばんは。ただいまご紹介に預かりました、文部科学省高等教育政策室の田中でございます。私の方からは、現在、中教審の大学分科会、大学教育部会で、認証評価制度の見直しの検討に着手したところですので、まずは、認証評価機関の方々のご発表の前に、その審議状況につきまして、ご紹介と情報提供をさせていただきまして、その後、具体的なお話を各団体のほうからしていただければ有難いと考えております。

まず大学の質保証ということですが、近年質保証の重要性がさまざまな場で言われておりますし、それを受けて、大学分科会などでも審議を始めているわけですが、主にその背景として、3点あるのではないかと考えているところです。1点目が、大学教育の質的転換、そして2点目が、大学の国際化に伴う国際的な質保証、そして3点目が、大学の質量の充実ということが言えるのではないかと思います。

今の3点のうちの最初の2つにつきましては、これまでも皆さんご存じのとおり、昨年8月の中教審の大学教育の質的転換の答申を踏まえて、大学教育の質保証が求められていること、さらに大学の国際化につきましては、グローバル化に伴い国際的な教育連携が求められる中で国際的な質保証が重要になっていること、その点については、改めて申しあげるまでもないわけですが、近年、特に少子化等の流れ、あるいは大学の収容力が92%になり、いわゆる大学全入時代を迎えるような中で、大学の数が多過ぎるのではないかというような指摘も各方面から出されることもあるわけです。

そうした中、現政権の下村大臣の下におきましては、いわゆる大学の質量の充実ということを政策の方向性としていることが特徴的ではないかと考えているところです。先般出されました教育再生実行会議の第三次提言におきましても、大学の質量の充実を基本理念としたうえで、グローバル、イノベーション、あるいは大学教育の質的転換などに関する具体的な提言が行われているところです。

これまで、産業競争力会議等、政府全体の会議の場で、文部科学省では、大学教育の必要性について主張を行い、その結果、質量の充実ということが教育再生実行会議

の提言、あるいは閣議決定された成長戦略等々に盛り込まれたわけです。そして、量の確保を考えていくうえでは、当然質の保証も前提になるわけですし、大学教育の質的転換、あるいは大学のグローバル化に伴う国際的な質保証に加えまして、大学の質量充実という観点からも大学の質保証が求められているのが近年の新たな動向ではないかと言えらると思います。

その上で、資料に基づきまして、大学教育部会の審議状況について説明をさせていただきます。資料の1ページは大学教育部会の委員名簿ですのでご参照いただければと思います。そして、今期の大学教育部会におきまして、これまで2回の会議を開いておりまして、こちらの資料は2回の会議の主な資料の抜粋でございます。資料の2ページ、3ページが、8月2日の大学教育部会の配布資料です。いわゆる検討課題をまとめたものです。大きく分けて2点に分かれていまして、順番が逆になりますが、まず3ページですが、質保証の充実のための大学設置基準等の改善ということでございます。これは前期の大学教育部会から引き続き審議事項となっているものですが、いわゆる大学設置基準の中で抽象的な基準に留まっているものについては、質の保証という観点からより明確化していくことが必要ではないかということです。具体的には、資料にございますような複数キャンパス、サテライト・キャンパス、あるいは専任教員の専任性、大学院大学に関する基準などを検討課題として挙げながら、設置基準の明確化に取り組んでいこうということを審議事項として掲げているところです。

次に、認証評価制度につきましては、2ページの大学教育の質的転換を促進するための質保証の在り方という中で、認証評価制度の改善を掲げているところです。すなわち、設置基準につきまして、抽象的基準の明確化である一方、認証評価制度については、大学教育の質的転換の促進という観点から見直しを検討することが必要ではないかという立て方で検討課題を掲げているところです。

その背景としましては、その後に大学教育部会の参考資料をつけておりますが、まず5ページの下の方に、わが国の大学の質保証のイメージ図というものをつけていますが、まずわが国の大学の質保証というところで起点となるものとしましては、先

ほど瀧澤先生からもご指摘がございましたが、まず基本としては内部質保証というものがあ

るわけですが、さらに、認証評価機関の取り組みとしまして、特に大学教育の質的転換に関する答申を踏まえまして、近年この内部質保証をより重視する形での評価が行われています。

質保証のシステムとしましては、事前規制としての設置認可審査、そして事後チェックとしての認証評価制度、そして両者の基準でございます大学設置基準、さらには社会の情報公表の仕組みという取り組みが考えられるわけです。その際、設置認可審査、あるいは認証評価の共通の基準として大学設置基準が想定されているわけですが、この点につきましては、6ページの上にあります、平成16年の認証評価制度の導入時における制度改正の概要をまとめた資料を御覧ください。当時の事前規制から事後チェックへという規制緩和の流れの中で大学設置基準につきまして、準則化、そして設置認可制度につきましては、届出制を導入したうえで、第三者評価としての認証評価制度を導入したわけです。すなわち、事前の部分につきましては、より弾力化した上で事後チェックとしての認証評価制度を導入したという経緯があるわけです。そうした際に大学設置基準に基づいて、事前と事後で分担して質保証をしようというのが設置認可制度と認証評価制度であったわけですが、先ほどの3ページのとおり、設置基準につきましては、抽象的基準をより明確化していくことが求められています。これは、いわゆる事前の規制の部分につきまして、ある部分はハードルを高めていくことが、1つの検討課題となっているわけです。そうした際に認証評価制度につきましては、いわゆる事前の部分である設置基準、あるいは設置認可と同様の評価基準に基づいて行っているというこれまでの制度設計から、さらに他に重視すべき視点があるのではないかということが、今後の論点になってくるのではないかと思います。

そうしたことも踏まえまして、2ページの認証評価制度の検討の視点としまして、大学教育の質的転換を促進ということを検討の大きな視点としているところです。

その後についている資料につきましては、時間の関係もございますので、各事項の参考資料をご参照いただきまして、続いて23ページをご覧くださいませうでしょうか。

23 ページ以降につきましては、先ほどの8月2日の大学教育部会の認証評価の部分のいわゆる検討課題例につきまして、さらにその現状と方向性についてブレイクダウンした資料です。認証評価制度の見直しの検討の方向性をこの資料に基づきまして、具体的に説明をさせていただきます。

認証評価制度の見直しの検討の方向性についていくつか論点を掲げていますが、まず(1)学修成果や内部質保証を重視した評価の在り方を論点に掲げています。これは先ほどご紹介した質保証の図でも、内部質保証の部分を重視しているところですが、そうした内部質保証、あるいは大学教育の質的転換という観点から学修成果を重視していくことが、今後の評価の在り方として必要ではないかということを掲げております。いわゆる大学設置基準等に基づく教育研究環境、いわゆるインプットに基づく評価から学修成果などのアウトカム評価といったものへの転換を1つの論点として掲げているところです。

現状といたしましても、各認証評価機関においては、評価項目に学修成果、あるいは内部質保証という項目を設定しまして、第2サイクルで評価の取り組みを実施していただいているところです。具体的には、27、28ページの各認証評価機関におきます学修成果、あるいは内部質保証に関する評価の基準というものをご参照いただければと思います。

評価の基準は、それぞれの認証評価機関によって異なるわけですが、たとえば学修成果では、卒業率、あるいは卒業生等のアンケート結果などに基づきまして、認証評価機関がある意味、直接的にその成果をある程度測っていこうという基準もある一方で、各大学の学修成果の把握等に関する取り組みをチェックしていこうというような評価基準も見受けられます。

また内部質保証につきましても、内部質保証を評価するという基本的な考え方は一致しているわけですが、評価基準の詳細のところにおきましては、内部質保証の基準といたしまして、体制を重視する基準もあれば、PDCAサイクルを重視する基準もあり、若干違いが見受けられます。ただ、そうした若干の違いはあるものの、各認証評

価機関におきましては、学修成果あるいは内部質保証に関する評価基準を独自の基準として設けて評価を実施していただいているところです。

そうした際に 23 ページに戻りまして、現在、国の制度としましては、(現状) の 2 番目の認証評価機関の認証基準(いわゆる細目省令)では、評価項目の基準を定めているわけですが、そこではいわゆる大学設置基準などに基づく外形的な教育研究環境の評価というものが評価項目として 8 項目定められています。そして、方向性のところですが、先ほどのような認証評価機関の取り組みを促進するための環境整備としまして、このような学修成果あるいは内部質保証というものにつきまして、共通の評価項目、いわゆる国の制度に位置づけていくことが 1 つの検討課題として掲げているところです。

また制度として位置づけたとしましても、実際の評価の充実を図っていくことが必要でして、30 ページにありますように、文部科学省におきましては、平成 25 年度の先導的の大学改革推進委託事業の 1 つといたしまして、認証評価における学修成果の評価に資するような客観的な評価指標、あるいは評価手法の開発を行うための委託研究を今後実施しようとしているところです。このような取り組みを進めながら、学修成果あるいは内部質保証の評価の充実に向けていくことが必要ではないかというのが 1 点目です。

そして、23 ページに戻りまして、2 点目の論点といたしまして、機能別分化の進展に対応した評価の在り方ということでございます。いわゆる機能別分化が求められる中で、あるいは大学の多様化が進む中で、特定の教育研究活動に重点を置いた評価といったものも考えていくことが必要ではないかということです。

現状としましては、31 ページに認証評価機関の取り組みをまとめておりますが、現在、各認証評価機関におきましても、大学の機能別分化といったものに対応しまして、特定の機能に着目した評価というものを実施しているところです。

その内容としましては、大きく分けて 2 つの方式となっております。まず例 1、例 3 の大学評価・学位授与機構と短期大学基準協会におきましては、いわゆる共通の

な評価とは別に各大学が任意で選択する評価というものを設けるという取り組みを行っているところです。共通的な評価の他に研究活動、地域貢献活動、教育の国際化、教養教育、職業教育、地域貢献などの選択的な評価基準、評価項目を設けまして、希望する大学に対して評価を実施しているという取り組みをさせていただいています。

一方で例2ですが、日本高等教育評価機構におきましては、第2サイクルにあたりまして、評価基準を全体として簡素化する中で、新基準の4というところですが、各大学がそれぞれの使命・目的に基づいて独自の基準を設定しまして、それに基づく各大学の自己点検評価を認証評価機関が評価するといった取り組みをしているところです。すなわち、日本高等教育評価機構におきましては、大学評価・学位授与機構や短期大学基準協会のような共通の評価とは別枠の評価という方式ではなくて、共通の評価のフレームの中で大学が選択する使命・目的に着目した評価というものを実施しているという状況にあります。

このようなことを踏まえまして、23 ページにある方向性ですが、認証評価の実施方法、あるいは特例としまして、このような特定の教育研究活動に重点を置いた評価というものを、今は細目省令などの国の制度あるいは認証評価機関の共通の取り組みとしての位置づけはされていないものですので、これを共通の取り組みとして位置づけるとともに、さらにその際の共通の評価項目の扱いも検討することが必要ではないかということが検討課題とされております。

なお、この後段の意味ですが、たとえば大学評価・学位授与機構が現在実施しております選択評価におきましては、共通の評価とは別に評価手数料もオンする形で評価を実施しておりまして、そうした際にこのような機能別の評価を選んだ場合には、共通の評価の部分も簡素化していくことも検討課題として考えられるのではないかとということで記載をしています。

続きまして、24 ページの(3) 評価結果を改善につなげる仕組みです。先ほど説明した8月の大学教育部会の資料にもありますように、大学設置基準に基づいて外形的な教育研究環境を設置認可と認証評価、事前と事後で分担して評価していくことから、

認証評価制度の新たな役割、機能というものを考えていく際には、大学教育の質的転換が考えられるわけですが、1つのポイントとして具体的な各大学の教育改善の取り組みにどのように評価結果をつなげていくかということが重要になってくると思います。

現在の認証評価につきましては、大学設置基準などに基づく評価を事前と事後で分担することで、当初制度設計をされた経緯もありますので、いわゆるフォローアップというような考え方、各大学の教育改善によりつなげていくという部分について、若干弱い面があるのではないかと思うわけです。評価結果のフォローアップなどの評価結果を具体的な教育活動の改善につなげるための取り組みにつきまして、国の制度の中では位置づけがないことが現状になっています。

ただ、そうした中で各認証評価機関におきましては、それぞれ独自のフォローアップの仕組みを設けて取り組みを行っているところでして、具体的な内容につきましては、32ページの上の表で一覧にしています。各機関によりフォローアップの仕組みや内容が若干異なっている面もありますが、大まかに申し上げますと、適合の判定をした場合にも努力課題とか、改善を要する点など個別の事項について指摘をし、その個別の事項についてのフォローアップを改善報告書の提出などによって行っているのが、1点目として掲げられます。

また2点目としましては、期限付き適合、あるいは保留、いわゆる適合と不適合の間の条件付きの適合のようなものですが、そういった評価の場合には、評価をもう一度やり直す、再評価ということを義務づけているのが、2点目のフォローアップの仕組みとして言えようかと思います。

そして、3点目としましては、不適格あるいは不適合といった場合にも、これは再評価の場合と違って任意という扱いになっておりますが、追評価というものを大学が選択して実施することができるという仕組みを各団体とも設けていただきまして、フォローアップを行っていただいているのが現状となっています。

ただ、資料の一番右の欄にある、各団体の改善報告書の公表などの取り組み状況は

異なっているわけですし、このような各機関の取り組みの差異なども踏まえながら、認証評価が真に各大学の教育改善につながるように、フォローアップの仕組みというものをどう考えていくか、これは重要な論点ではないかと考えています。

24 ページの現状を踏まえての方向性としまして、評価結果を各大学の改善に生かしていくために、評価結果のフォローアップ、あるいは評価結果を踏まえた情報提供、認証評価機関が評価の作業を通じて把握する各大学の優れた点や課題解決の事例の情報提供を認証評価機関の共通の取組として位置づけることによって、各大学の教育活動の改善につなげていくことが求められるということを方向性として掲げているところです。

続きまして、その下の（４）の評価の効率化の現状のところですが、平成 23 年度の学校教育法施行規則の改正によりまして、各大学が公表すべき情報というものが 9 項目規定をされまして、それに基づいて各大学で情報公開の取り組みが行われているところです。そして、34 ページに参考資料をつけていますが、学校教育法施行規則に基づいた各大学のアカウントビリティに基づく情報公表とは別に、諸外国の事例なども踏まえながら、各大学の情報公表の共通の仕組みづくりの検討が進められているところです。具体的には、大学ポートレート（仮称）として、平成 26 年度の本格稼働に向けて検討が行われており、公表のステークホルダーである大学進学希望者とその保護者にわかりやすいものとなるよう、学校教育法施行規則で義務づけられた情報の他に認証評価をはじめとする外部評価の結果、あるいは大学進学希望者や保護者などの関心の高い情報、あるいは大学などの特色がわかる情報を、いわゆるペーパービュー形式で公表していこうという検討がされているところです。

このような大学ポートレートの構築も踏まえまして、評価の効率化も考えていくことが必要ではないかということが資料の検討課題の趣旨です。

また、24 ページの（４）の現状の 2 番目ですが、国立大学法人評価におきましては、中期目標期間の教育研究の状況の評価につきまして、大学評価・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重するとされています。国立大学関係の評価につきまして、

認証評価と国立大学法人評価、2つの評価の仕組みがあるという状況を踏まえまして、方向性のところですが、評価の提出資料などの負担軽減ということで、たとえば国立大学法人評価におきまして、認証評価の評価結果や提出資料を活用していこうということです。その際、大学がどの認証評価機関の評価を受けても、活用していく方向で検討が行われています。また、先ほど説明いたしました大学ポートレートが構築された場合には、認証評価や国立大学法人評価におきまして、大学ポートレートのデータなどを活用することによって、評価における提出資料の負担軽減、あるいは評価の負担軽減を図っていくことが必要ではないかということです。

続きまして 25 ページの（５）評価における社会との関係の強化というところです。まず、37 ページの下の方のグラフを見ていただけますでしょうか。これは大学評価・学位授与機構が評価対象校に実施したアンケート結果の一部ですが、質の保証、あるいは改善の促進に認証評価が役立ったという肯定的な回答は約 80%と高い状況にあったわけです。ただ一方で、一番下ですが、社会からの理解と支持につきましては、肯定的な回答は約 50%となっていて、こうしたことから認証評価における社会との関係の強化が課題になっていることが伺えます。

そして、25 ページに戻りますが、現状の箇所のところですが、先ほどのアンケート結果なども踏まえまして、大学進学率の上昇、あるいは新規就職者の過半数を大学卒業者が占めている状況を踏まえ、大学に関する評価においても幅広い関係者の意見を踏まえることが必要ではないかということも掲げています。また、認証評価により様々な改善の成果が出されているわけですが、認識評価の取り組み自体が十分に社会に認知されていないという課題を踏まえまして、方向性として、認証評価機関の共通の取り組みといたしまして、評価にあたって高等学校、自治体などの幅広い関係者の意見を聞くこと、あるいは認証評価機関がその活動状況を積極的に社会に公表すること、さらに、認証評価機関が大学評価をはじめとする質保証に関する調査・研究を行い、評価の質を継続的に向上させるよう努めること、といったことを認証評価機関の共通の取り組みとして、位置づけることを方向性として掲げています。

さらに、(6)のその他の検討課題ですが、これは8月の大学教育部会の委員、あるいはその後の照会におきます委員からの意見の中で、(1)から(5)以外の事項でまとめたものです。(1)から(5)の事項は、どちらかというところと認証評価機関の独自の取り組みも踏まえながら、個別の論点について国の制度を中心にどう改善を図っていくかという観点からまとめているものですが、(6)はどちらかというところと認証評価の位置づけそのものに関する意見というものです。たとえば、最初のところですが、各大学の改革を支援するという観点からは、現在のような大学設置基準などに基づく、一律的あるいは外形的な評価ではなく、各大学が自ら掲げる目標水準に対する評価、いわば国立大学法人評価における達成度評価、そういった方向を重視することが認証評価においても重要ではないかといったご意見です。あるいは評価結果の活用の在り方、特に不適格判定を受けた場合の財政的措置をはじめとする評価結果の活用について、検討することが必要という意見です。

さらに、3点目としまして、認証評価機関自体の質を確保するための評価の充実という趣旨の意見でして、メタ評価の必要性とか、認証評価機関に対して定期的に再審査を行う等、認証評価機関の定期的なレビューが必要ではないかといったご意見もいただいています。

このようなご意見も踏まえまして、次回の大学教育部会を11月上旬に開催すべく、今調整をしているところですが、引き続き認証評価制度をはじめとしまして、大学の質保証ということにつきまして議論していく予定です。

さらに、40ページの資料は、認証評価とは別に、大学設置基準につきまして、主な論点をまとめた資料です。これは、大学分科会にいくつかの部会あるいはワーキングを設けて検討を行っていきまして、大学教育部会以外の検討課題も含めまして整理をしているものです。1の「当面検討が必要な論点(例)」といたしまして、基準の明確化や一覧性の向上を掲げています。これは、先ほど紹介いたしました、大学教育部会で質保証という観点から議論をしていこうというものです。

その他の論点としまして、大学教育の質的転換を踏まえる中で、学修の実質化、単

位の実質化という観点から、単位と学修時間の考え方、あるいは授業以外の学修の単位認定というものをどう考えていくかということが、検討課題として掲げられています。また、3番目の丸でございますが、グローバル化の推進という観点から、外国大学とのジョイント・ディグリーを掲げています。現在、外国大学と2つの学位を出すダブル・ディグリーを行うことができるわけです。さらに、国内の大学につきましては、大学設置基準に共同教育課程の規定が設けられまして、共同学位を出せるようになってはいるわけですが、外国大学とジョイト・ディグリー、いわゆる1つの学位を共同で出すことができないような状況がございます。このような中で、外国大学とのジョイント・ディグリーというものを可能になるような仕組みも論点の1つとなっております。

また、大学の海外展開ということについては、現在でも、海外にキャンパスを設けることができる制度はあるわけですが、この場合、大学設置基準に基づきまして、国内の場合と同様の施設、あるいは教員などの措置が必要であるということから、活用事例がない状況にあります。このような中で、国内のサテライト・キャンパスなども参考にしながら、簡易な形で海外にサテライト・キャンパスのようなものを設けるような仕組みが考えられないかというようなことをグローバルワーキングのほうで、現在審議をしているところです。

また、大学のガバナンスの在り方について議論しております、組織運営部会では、いわゆるSDをはじめとする専門的なスタッフの育成につきまして、大学設置基準に必要な規定を設けることも含めて、議論が行われているところです。

また、「中長期的な検討課題」のところですが、大学教育の質的転換答申でも指摘をされているものですが、いわゆる学位プログラムへの移行、すなわち、大学設置基準につきましては、大学・学部・学科などの組織に基づく基準となっておりますが、学位プログラムへの転換という観点から大学設置基準の在り方も中長期的に検討することが必要ではないか、ということも掲げています。また、設置基準の役割自体の見直しということも掲げていまして、例えば、現在最低基準となっております設置基準につ

きまして、目指すべき基準というような設定の在り方も考えられるのではないかと
いうものです。事前と事後という観点から、設置認可の基準と認証評価の基準の在り方
については、現在の大学設置基準で同様の基準を適用しているというものから、別々
の観点あるいは別々の基準があってもいいのではないかとというような議論が行われて
いるところです。

このようなことも踏まえながら、引き続き大学教育部会にて先生方のご知見をお借
りしながら議論を進めてまいる予定ですが、このような大学教育部会の審議状況等も
ご参照いただきながら、引き続き大学教育の質保証につきまして、ご理解、ご協力
をお願いできれば有難いと思っております。

最後にそのことをお願い申しあげまして、私からのお話を終わらせていただきます。
どうもありがとうございました。